

公平委員会委員の選任について

次の者を今治市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により同意を求める。

令和3年3月10日提出

今治市長 徳永繁樹

記

今治市南大門町 矢野眞之

今治市宅間 近藤寛司

今治市泉川町 門田誠五

「理由」

矢野眞之委員、近藤寛司委員、門田誠五委員の任期が令和3年3月28日で満了するので、上記の者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方公務員法（抜すい）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第7条第4項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。